

番号 : 160093

国名 : シエラレオネ

担当 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名 : 持続的稻作開発プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）

## 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参団

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年4月下旬～2016年6月上旬

(2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 0.97M/M、合計 1.57M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 帰国後整理期間  
4日 29日 8日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2016年4月6日 (12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ  
ル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒  
体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>  
調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約（単独型） 2014年4月以降契約>「業  
務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧  
ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参  
いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事予定者の経験能力等 :

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計 100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	シェラレオネ/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 :

特になし。

(2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

シェラレオネ共和国（以下、シェラレオネ）では2002年1月に内戦終結が宣言されて以降、我が国を含めた国際社会の支援や自助努力により、社会・経済状況は徐々に回復し、復興段階から開発段階に移行してきている。経済面でも、鉱物資源開発により底上げされGDPの成長率は飛躍的な伸びを示している。しかしながら、人間開発指数をみると、以前より改善はされているものの未だ182カ国中132位（UNDP人間開発報告書2013年度版）であり、人材育成、制度・組織構築、基礎インフラ整備等の支援を必要とする状況は依然として続いている。

「包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）<sup>1</sup>」プロセスの下、同国の農業セクター開発・投資計画である「国家持続的農業開発計画（National Sustainable Agricultural Development Plan : NSADP）」が2009年8月に策定され、①農作物の商品化、②農業インフラ整備、③関連産業振興、④セクター内連携、の4つの柱が策定され、各ドナーとの支援もこのNSADPに沿ったものであることが求められている。

NSADPの第一の柱である「①農作物の商品化（Commodity Commercialization）」コンポーネントにおいて、コメは、砂糖やカカオ、コーヒー、パーム油などとともに重点作物として位置づけられており、生産・普及・収穫後処理の各段階における市場を意識した付加価値化を通じて、生産量の増大による自給達成・食糧安全保障および小規模農家の貧困削減に貢献することが期待されている。同コンポーネントは「小規模農家への支援（Smallholder Commercialization Scheme、SCS）」と「中大規模農家への支援（Medium and Large Farm Producers Promotion Scheme）」に分かれており、本プロジェクトは、AfDBやFAOが実施している諸案件とともに、前者の中に位置づけられる。

SCSの事業内容については、大統領府及び担当閣僚である農業森林食糧安全保障省（Ministry of Agriculture, Forestry and Food Security : MAFFS）大臣のイニシアチブの下、強化対象となる農民組合（Farmer-based Organization : FBO）の選定や農業ビジネスセンター（Agricultural Business Center : ABC）設置サイトの選定等、具体化作業が急速に進んでおり、EUやFAOをはじめとする複数のドナーも資金面・技術面での支援を決定したところである。

SCSの強化対象となるFBOの数は、全国で442（34組合×13県）であり、各FBOは基本的に20～30世帯から成り、農作物の生産・出荷における共同作業の実施等が主な役割となっている。各FBOは各県の議会（District Council、県庁政府）に登録される必要がある。強化対象として選ばれたFBOには、肥料や種子等の資材及びパーティラー・脱穀機等の機材の供与の他、FAOが従来推進してきた農民学校（FFS<sup>2</sup>）方式による技術研修等が行われている。

また、シェラレオネでは、JICA・AGRAが推進する「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」の枠組みの下、2009年初頭に「国家稲作開発戦略（NRDS）」を策定しており、NSADPのうちコメにかかるパートは、同戦略の内容を踏まえて策定されている。

しかしながら、2014年より2015年のエボラ出血熱流行のため、各ドナーによる支援はこ

<sup>1</sup> 「包括的アフリカ農業開発プログラム（Comprehensive Africa Agricultural Development Plan : CAADP）」：2003年にアフリカ連合（AU）が採択した農業開発戦略。①持続的な土地・水管理、②マーケットアクセス改善に向けた地方・貿易インフラ整備、③食糧増産と飢餓減少、④農業研究と技術普及の4本柱からなり、農業セクターに各国国家予算の最低10%を振り向けることにより、年平均6%の成長を目指す。

<sup>2</sup> 「農民学校（Farmers Field School : FFS）」：FAOを中心としたドナーやNGOによって主に統合虫害管理（IPM）のために推進されてきたグループ単位の農民学習プロセス。1989年にインドネシアで実施されたのが始まりであり、アジアを中心に200万人以上の受講者が存在する。中国やインドネシア、フィリピンやベトナム等において、共同圃場での共同実習・定期的なモニタリングを通じて持続的な虫害管理を中心とした農民のエンパワーメントが実現したことが報告されている。シェラレオネでは2003年以降に同手法が適用され、現在までに約25,000人の受講者が存在する。詳細はFFS Netウェブサイトを参照：<http://www.farmerfieldschool.info/>

の期間停止したこともあり、現況把握は必ずしもできていない。

シェラレオネは、主食として年間一人当たり 104 kg の米を消費するアフリカでも有数の米消費国であるが、米の国内生産量は、内戦が終結した 2001 年には過去最低の 20 万トン台にまで減少、翌年からは増産に転じ、2007 年には約 64 万トンに達してはいるものの、未だ国内自給を達成していない状況にある。また、国内の稻作農家約 64 万戸（2004 年）の 85%が所有面積 1ha 以下の小規模零細農家であり、適正技術の開発・普及など、これら小規模零細農家の生産性・収益性向上が課題となっている

ギニア国境に位置するカンビア県は、人口 28 万人のうち 80%が農業に従事しているといわれており、JICA は 2006 年より「カンビア県農業強化支援プロジェクト」を実施し、同県農業セクターの生産性向上のための農業技術パッケージ（Agriculture Technology Package: ATP）及び農業技術支援マニュアルを作成した。稻作技術パッケージ（Technical Package for Rice: TP-R）は、目標収量を 1.0~1.5 t/ha に設定し、畑地での陸稲直播と低湿地での水稻移植のそれぞれについて、圃場整備、播種、肥培管理および収穫後処理等の技術を体系的に取りまとめたものである。同プロジェクト終了後、シェラレオネの稻作政策が変更され、全国での米生産量の増加及び稻作農家の所得向上が最も重要な政策の一つに位置付けられた。これを背景に、シェラレオネ政府は、ロクープル農業研究所（Rockupr Agricultural Research Center: RARC）における TP-R の追加実証およびカンビア県の農家に対する普及を目的とした技術協力プロジェクトを要請、それを受け 2010 年から 2014 年まで「持続的稻作開発プロジェクト」が実施された。同協力においては、国家稻開発戦略（NRDS）において最重要の稻作生態系と位置付けられている内陸低湿地帯（Inland Valley Swamp: IVS）を対象とし、稻の生育に最も適した施肥養分量の分析とその実証試験を行い、より高い収量を達成する技術パッケージとして再編するとともに、同改定パッケージの普及ガイドラインと普及教材を開発し、普及員の能力強化のための支援を行った。これまでの活動を通じ、実証サイトにおいてはヘクタール当たり 3 トンを超える単位収量も達成されており、農林業食糧安全保障省（Ministry of Agriculture, Forestry and Food Security : MAFFS）からも注目を集め、すでに研修活動等において数例、ドナーと協調・連携した活動も実施されていた。

しかしながら、2014 年より 2015 年のエボラ出血熱流行のため、予定されていた改定 TP-R に更なる技術コンポーネントを加え、より高い生産性の達成を図りつつ、全国の適地に効果的に普及することを目的とした技術協力プロジェクト後継案件（フェーズ 2）の実施は延期されていた。

今次、実施する詳細計画策定調査は、この延期期間後の現状を確認し、今後の実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関する合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

業務は、他団員と共に実施するものと、担当分野を個別に調査する項目に分かれる。具体的担当事項は次のとおりとする。

なお、各担当事項の文末に記載の（個別）とは本業務従事者のみが担当する事項、（共同）とは、他団員とともに担当する事項を示す。

### （1）国内準備期間（2016年4月下旬）

- ① シエラレオネ国の重要な農業政策について課題を抽出する。さらに2014年より2015年のエボラ出血熱流行前の「持続的稻作開発プロジェクト」の成果についても情報収集する。（個別）
- ② 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、シエラレオネ側関係機関（C/P

機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。(事前に質問票を作成した場合、JICAガーナ事務所、シェラレオネフィールドオフィス経由先方機関あて送付。(共同)

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案及びP/O (Plan of Operations) 案を検討する。(共同)
- ④ 対処方針会議等に参加する。(共同)

※ 上記については、農業普及/研修団員が当該分野についての情報収集等を行うが、評価分析団員は全体を俯瞰した対応を行うこととする。

#### (2) 現地派遣期間(2016年5月上旬～5月下旬)

- ① JICAガーナ事務所、シェラレオネフィールドオフィス等との打合せに参加する。(共同)
- ② シエラレオネ国側関係機関との協議及び現地調査に参加する。(共同)
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、質問票を作成した場合には回収の上、現状を把握・分析する。(個別)  
具体的には以下のとおり。
  - ア) 関連各組織の体制及び状況
  - イ) シエラレオネ国農業分野の開発政策・動向・課題

#### ウ)他ドナー、機関等の援助動向、内容及び結果

- ④ シエラレオネ国農業開発政策及びNRDSの実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を確認し、本協力の位置付けや効果について分析する。(共同)
- ⑤ PDM案、P/O案を作成する。(共同)
- ⑥ シエラレオネ国関係者との協議で合意された内容につき、R/D (Record of Discussions) 案、M/M (Minutes of Meetings) 案の取纏めに協力する。(共同)
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAガーナ事務所、シェラレオネフィールドオフィス等に報告する。(共同)
- ⑧ それぞれ評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成する。(共同)

※ 上記については、農業普及/研修団員が当該分野についての情報収集等を行うが、評価分析団員は全体を俯瞰した対応を行うこととする。

#### (3) 帰国後整理期間(2016年6月上旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・)を作成する。(共同)
- ②帰国報告会に出席する。(共同)
- ③終了時計画策定調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。(共同)

### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(2)のすべてとする。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

(2) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における

る見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地業務期間は2016年5月1日から5月29日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

<日程（案）>

5月1日	コンサルタント団員本邦発
5月2日	シェラレオネフィールドオフィス、関係機関訪問
5月3日～19日	関係機関訪問、現地調査【個別の行動も可】
5月20日	JICA団員合流、団内会議
5月21日～22日	現地調査
5月23日	ミニツツ準備
5月24日～25日	ミニツツ協議
5月26日	ミニツツ署名、シェラレオネフィールドオフィス報告
5月27日	ガーナ事務所報告、大使館報告、アクラ発
5月28日	アムステルダム経由
5月29日	本邦着

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 農業普及/研修（業務実施契約（単独））
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

JICA職員の現地調査期間は2016年5月20日～5月28日を予定しています。本業務従事者は、JICA職員の現地調査期間に約三週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ③便宜供与内容

シェラレオネフィールドオフィスによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
シェラレオネフィールドオフィスによる車両借り上げ
- エ) 通訳傭上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時の関係機関訪問については、シェラレオネフィールドオフィスがアレンジします。

力) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

①

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・シェラレオネ共和国 持続的稻作開発プロジェクト終了時評価調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12151452.pdf>)
- ・シェラレオネ共和国 持続的稻作開発プロジェクト中間レビュー調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12124822.pdf>)
- ・シェラレオネ国 カンビア県農業強化支援プロジェクト完了報告書 要約  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12124822.pdf>)

(3) その他

- ① 本公示応募者は、農業関連案件への従事経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めてい  
る制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ③ ガーナ及びシェラレオネ国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守する  
とともに、JICA総務部安全管理室、JICAガーナ事務所、シェラレオネフィールドオ  
フィスの指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地作業中  
における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」  
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐  
敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上